農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 10 月 27 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 10 月 29 日

愛知県知事　大　村　秀　章

農用地利用集積等促進計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|---|---|---|
| 豊橋市 | 15 者 | 豊橋市細谷町字小坂 225 番(1)<br>ほか 51 筆 |
| 豊川市 | 23 者 | 豊川市平尾町井ノ木 69 番(1)<br>ほか 59 筆 |
| 蒲郡市 | 7 者 | 蒲郡市西浦町口田上 59 番 1<br>ほか 15 筆 |
| 田原市 | 24 者 | 田原市田原町亀岩 37 番<br>ほか 89 筆 |

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 10 月 27 日農用地利用集積等促進計画（所有権の移転）を認可した。

令和 8 年 10 月 29 日

愛知県知事　大　村　秀　章

農用地利用集積等促進計画の概要

| 所有権の移転をする土地の所在する市町村 | 農地中間管理機構へ所有権の移転をする者の数 | 農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者の数 | 所有権の移転をする土地 |
|---|---|---|---|
| 豊橋市 | 1 者 | 1 者 | 伊古部町字西ノ谷 280 番 |
| 豊橋市 | 1 者 | 1 者 | 伊古部町字西ノ谷 281 番 |
| 豊橋市 | 1 者 | 1 者 | 伊古部町字西ノ谷 282 番 |
| 豊橋市 | 1 者 | 1 者 | 伊古部町字西ノ谷 283 番 |
| 豊川市 | 1 者 | 1 者 | 赤坂町青木 145 番 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 野田町新夕野 153 番 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 赤羽根町道亀原 98 番 1 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 赤羽根町白田原 29 番 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 赤羽根町白田原 30 番 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 中山町小馬場 238 番 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 中山町清水 131 番 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 中山町新浜 128 番 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 中山町日ノ出 18 番 44 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 中山町日ノ出 129 番 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 中山町岬 238 番 4 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 中山町南塩田 104 番 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 中山町中原 85 番 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 中山町清水 663 番 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 中山町清水 663 番 1 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 中山町清水 800 番 78 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 中山町清水 664 番 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 中山町清水 664 番 1 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 中山町清水 800 番 77 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 中山町日ノ出 221 番 |
| 田原市 | 1 者 | 1 者 | 中山町北塩田 190 番 |